

産業廃棄物適正処理に係る 業種別事例集

～建設業編～のご紹介

第12回 松江土建株式会社の事例

(公財)日本産業廃棄物処理振興センターでは、環境省から委託を受けて、電子マニフェストの活用を含め、排出事業者における、産業廃棄物の適正処理に関する取組事例を調査し、排出事業者責任の徹底と産業廃棄物の適正処理に関する体系立った理解や意識の向上を促すことを目的とした事例集を作成しました。

第12回は、令和6年3月に作成した建設業編の事例集の中から、島根県下一円の建築工事の施工、土木工事の施工を行い、地域に密着した総合建設業として、また水質浄化技術・自然にやさしい濁水処理技術の開発を目的とした環境事業を新規に立ち上げ推進している、松江土建株式会社の電子マニフェストの使用状況や取組みについて一部抜粋し掲載します。

1 施設概要、実績

○概要

- 本社所在地：島根県松江市学園南二丁目3番5号
- 資本金：3億円
- 従業員数：194人（令和6年1月現在）
- 主な事業内容：建築工事、土木工事、住宅工事、環境事業、関連事業
- 受注形態：土木（道路建設含む）40%、建築60%
（受注金額ベース）
受注のほとんどが元請工事

○排出する主な産業廃棄物（令和4年度実績）

廃棄物区分	産業廃棄物	特別管理産業廃棄物	
排出する 主な産業 廃棄物の 種類	がれき類	2,544t	
	木くず	1,139t	
	廃プラスチック類	299t	
	石綿含有産業廃棄物	114t	
		汚泥、廃石綿等	648t

○主な産業廃棄物の処理・リサイクル法（令和4年度実績）

廃棄物の種類	処理・リサイクル方法
がれき類	・コンクリート、アスファルト塊を破碎し路盤材やアスファルト混合物として利用 ・埋立処分
木くず	・チップ化し肥料の添加材として利用、製造した肥料は法面の植生材の肥料として利用 ・焼却し、廃熱をクリーニング工場等で利用

廃プラスチック類	・汚泥を焼却する燃料等に利用 ・圧縮固化し固形燃料（RPF）として利用 ・埋立処分
石綿含有産業廃棄物	・埋立処分

○主な産業廃棄物のリサイクル率（令和4年度実績）：85%

- ※ 委託先中間処理業者に聴取し算定している。
- ※ 熱回収を含む。

2 委託先処理業者選定

○処理業者の情報収集

- 委託先が限られるので、長年の取引先が多い。地元での処理業者が不適正処理を行っている等の情報は、すぐに入手可能。

○選定方法・選定基準

- 産業廃棄物処理委託も含めて、すべての業務で、新規契約対象の下請業者に対して、契約前に協力業者申告書の提出を求めている。産業廃棄物処理委託の場合、提出された協力業者申告書の中で処理業の許可証、処理能力、安全衛生推進者の設置、苦情対応窓口の設置等を確認する。
- 工事ごとに施工前に社内で開催する施工検討会で現場における委託先を審査した上で、工事ごとに委託契約を締結する。

3 実地確認の実施状況

○実施する従業員数

- 実地確認は現場担当者1名が実施

○実施頻度・所要時間

- 状況に応じて実地確認を実施（公共工事の場合、発注者より求められることもある）。現場毎の委託契約となるため、複数の現場で処理を委託している処分業者については、同じ年に、同じ処分業者に対して、複数回、実地確認をする場合がある。
- 実地確認の所要時間は1時間程度/回

○確認対象

- 実地確認の対象処理業者は主に中間処理業者である。収集運搬業者、委託契約先の最終処分業者については、状況に応じて、実地確認を実施している。

○確認内容

- コンクリート塊、アスファルトコンクリート塊の用途を確認。自社が再生材の使用者として再生品を購入しており、再生品が実際に販売されていることを確認。

4 委託契約・事前打合せ

○委託契約

- 工事毎に委託契約を締結する。
- 契約締結時に改めて、許可証の品目と委託契約する品目の照合を行う。

○委託する産業廃棄物の性状等の情報伝達

- 解体工事等の工事開始前の石綿の有無の事前調査で発じん性レベル1～3を確認し、処分業者に調査結果を伝達。収集運搬業者については、指定した表示、荷姿で石綿含有産業廃棄物を運搬。

○廃棄物の引渡し時の手順に関する打合せ

- 取扱いに注意を要する産業廃棄物や異物が混入した産業廃棄物について、委託先処理業者の許可品目を確認の上、産業廃棄物の情報をmanifestに記載する場合がある。また、処分業者が工事現場に立ち会って、排出される産業廃棄物を確認したり、撮影した写真を処分業者に提供する場合がある。

5 電子manifestの使用状況

○電子manifestの運用方法

- ASPのサービスに委託契約の情報を入力した後、manifest情報を入力しているが、委託契約を締結し

ていない品目については入力できないよう、設定。

○電子manifest導入の経緯

- ASPのサービスを導入したことにより、受渡確認票に係る手間がかからなくなり、利便性を感じている。

○電子manifest導入の効果

- 電子manifestの使用により、廃棄物の種類及び数量等の記入漏れがなくなり、manifestの紛失等のリスクはなくなった。
- 処理終了報告状況が一覧表で確認できるため、処理終了報告の確認漏れが防止できるようになった。
- 収集運搬業者が電子機器を積極的に活用できれば、更なる効率化が期待できる。

○電子manifest情報の活用方法

- 現場の排出状況（排出事業場ごとの廃棄物の種類・量）の把握、多量排出事業者処理計画等の自治体（環境部局）への報告、manifestデータの保存、帳簿の作成のために活用。

6 工事現場での廃棄物の保管から処理までの管理

- 状況に応じて各現場の施工計画で発注者に対して、チェックリスト、処理フローを立案。
- 収集運搬業者に対して、積込み時に積荷を確認するほか、定期的に簡易積載荷重計を使用して計量することにより、過積載防止対策を行う。

7 その他適正処理、資源循環、脱炭素の取組み

- 加入している（一社）しまね産業資源循環協会主催のセミナーに各担当者が参加し、処理業者や関係者とのコミュニケーションを図る。
- 処分業者の処理困難通知への対応については、通知を受け取った際に、行政との打合せ、指導により対応。
- リサイクル製品を使用することで、工事評価点に加点。木くずは肥料化の資源、緑化工事の植生等に使用。がれき類は再生砕石として、道路路盤材、再生アスファルト合材、建築工事の基礎等に使用。
- 電気自動車及び本社敷地内でのEV充電設備の導入。
- 工事仮設電気における太陽光ソーラーパネルの設置（山間部で電柱のないところ）。